

随 時 監 理

令和8年度

仕 様 書

( 随時監理用 )

委託業務名：R8 営繕 阿南支援学校 阿南・上大野 トイレ改修監理業務

徳島県県土整備部営繕課

# 仕様書（随時監理用）

## 1 総則

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、設計図書（図面、工事仕様書等（閲覧補足説明書及び同書に対する質問回答書を含む、以下同じ。）をいう。以下同じ。）、工事請負契約書及び関係法令の内容について熟知の上、工事現場の状況に精通し、工事が完全に施工されるよう公正な立場に立って、かつ責任をもって以下の監理業務を行うものとする。
- (2) 委託者（以下「甲」という。）は、対象工事の監督員業務のうち、本仕様書で定める業務について乙に委託する。
- (3) 乙は、本業務を履行するにあたり業務担当技術者を定めるものとする。また、乙は業務担当技術者の中から監督員の業務を分担する者を定め甲に通知し、その承諾を得るものとする。
- (4) 乙は工事監理にあたり、設計、施工内容上疑義が生じた場合は、直に県の監督員（以下「県監督員」という。）に通知し、県監督員及び県が必要と認めて派遣する設計者と協議のうえ、適切に監理を行うものとする。
- (5) その他、この仕様書に定める業務の処理に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

## 2 業務概要

- (1) 委託業務名 R 8 営繕 阿南支援学校 阿南・上大野 トイレ改修監理業務
- (2) 業務箇所 阿南市上大野町大山田
- (3) 履行期間 契約書による。
- (4) 業務対象工事

本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、下記のとおりとする。

工 事 名	工 期	設計金額(千円)	備 考
R 8 営繕 阿南支援学校 阿南・上大野 トイレ改修工事建築	契約締結日の翌日から 令和9年2月25日まで	約 150,469	
R 8 営繕 阿南支援学校 阿南・上大野 トイレ改修工事管			

### 3 業務内容

#### (1) 設計監理業務

- ア 設計意図を工事請負業者に正確に伝えるために必要な打合せ及び図面等の作成
- イ 設計図書に基づいて工事受注者が作成する各種施工図、模型、材料、仕上げ見本及び機器製作図の検討及び承諾
- ウ 設計変更が生じた場合の、県監督員等との協議並びに設計変更図書の作成及び工事費の積算  
なお、変更設計書については、営繕積算システムR I B C 2データで提出すること。

#### (2) 現場監理業務

- ア 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事施工状況の検査及び工事材料の試験若しくは検査
- イ 契約の履行に関し、県監督員が工事受注者に対して行う指示、承諾又は協議についての事前の検討
- ウ 工事に関連する関係諸機関との協議
- エ 関連する2以上の工事における工程等の調整
- オ 県監督員と工事受注者及び関係機関等との連絡
- カ 工事の内容に変更等の必要があると認められた場合、その理由及び事項の報告
- キ 対象工事の竣工検査及び部分払い検査に対する協力
- ク 契約図書に基づき、工事受注者から県監督員に提出される書類等の整理
- ケ 工事に関する官公署への提出書類等の作成
- コ 定例会及び県監督員との協議等の議事録の作成
- サ 現場定例会議への参加と会議の進行に係る業務（管理技術者：1回/月、主任担当技術者：毎回）

### 4 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者は次のとおりとする。

#### (1) 管理技術者（1名以上）

管理技術者は、一級建築士の資格を有し、かつ対象工事全般についてその設計図書を掌握し、工事の施工監理について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

#### (2) 主任担当技術者（建築担当技術者、設備担当技術者 各1名以上 ただし、上記（1）以外の者とする）

主任担当技術者は、工事について、その設計意図を十分に理解し、設計内容に精通すると共に、工事の施工監理について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後5年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。

### 5 業務の処理要領

#### (1) 甲は県監督員を定め乙に通知する。

#### (2) 甲は対象工事について、工事請負契約の締結又は変更を行った場合、若しくは工事受注者に対して、この業務に関する内容の指示を与えたときは、遅滞なく乙にその内容を通知するものとする。

なお、工事受注者に対する設計変更指示は、甲のみが行い、乙が行うことはできない。

#### (3) 乙は、業務の経緯及び履行状況が確認できるように、必要な図書及び記録を整理し、県監督員の指示により直ちに提出するものとする。

#### (4) 乙は、業務を処理した場合は、その都度、その概要を文書により県監督員に報告するものとする。

#### (5) 乙の担当職員と県監督員の上記以外の処理業務については、別表「工事監理業務一覧表」によるものとする。また、当該業務の処理方法は、別に定める「工事監理業務処理要領表」を参考にする。

なお、別表に定めのない事項については、甲乙協議のうえ実施するものとする。

- (6) 乙は、甲に下記の書類を提出するものとする。  
なお、様式については甲の指示によるものとする。

ア 着手時

- ・業務計画書

イ 各月末(翌月の10日までに提出)

- ・工事監理状況報告書

ウ 部分引渡し時

- ・委託業務部分引渡しに係る検査請求書
- ・工事進行写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿

エ 完了時

- ・委託業務完了検査請求書
- ・工事竣工及び完了写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿

オ 随時

- ・別表「工事監理業務一覧表」で定められた報告書類
- ・その他必要な書類

## 6 貸与品、その他

- (1) 対象工事の設計図書に定められた監督員事務所及びその備品のうち、県監督員の指定するものは、この業務に関し無償で使用することができる。これらの貸与品は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- (2) この業務を行うに必要な業務資料は、貸与又は閲覧することができる。貸与されたものは業務完了時に、速やかに返却するものとする。
- (3) 年度末及び部分引渡し時には、工事の出来高に応じ、各年度の契約額の範囲内で部分引渡しに係る業務委託料の支払いをすることができる。
- (4) 追加設計変更が生じた場合は、営繕課が定める監理委託料変更算定基準により委託料の変更を行う。ただし、設計に契約不適合がある場合は除く。(契約不適合がある場合は当初設計受託者が設計変更を行う)

別 表

## 工 事 監 理 業 務 一 覧 表

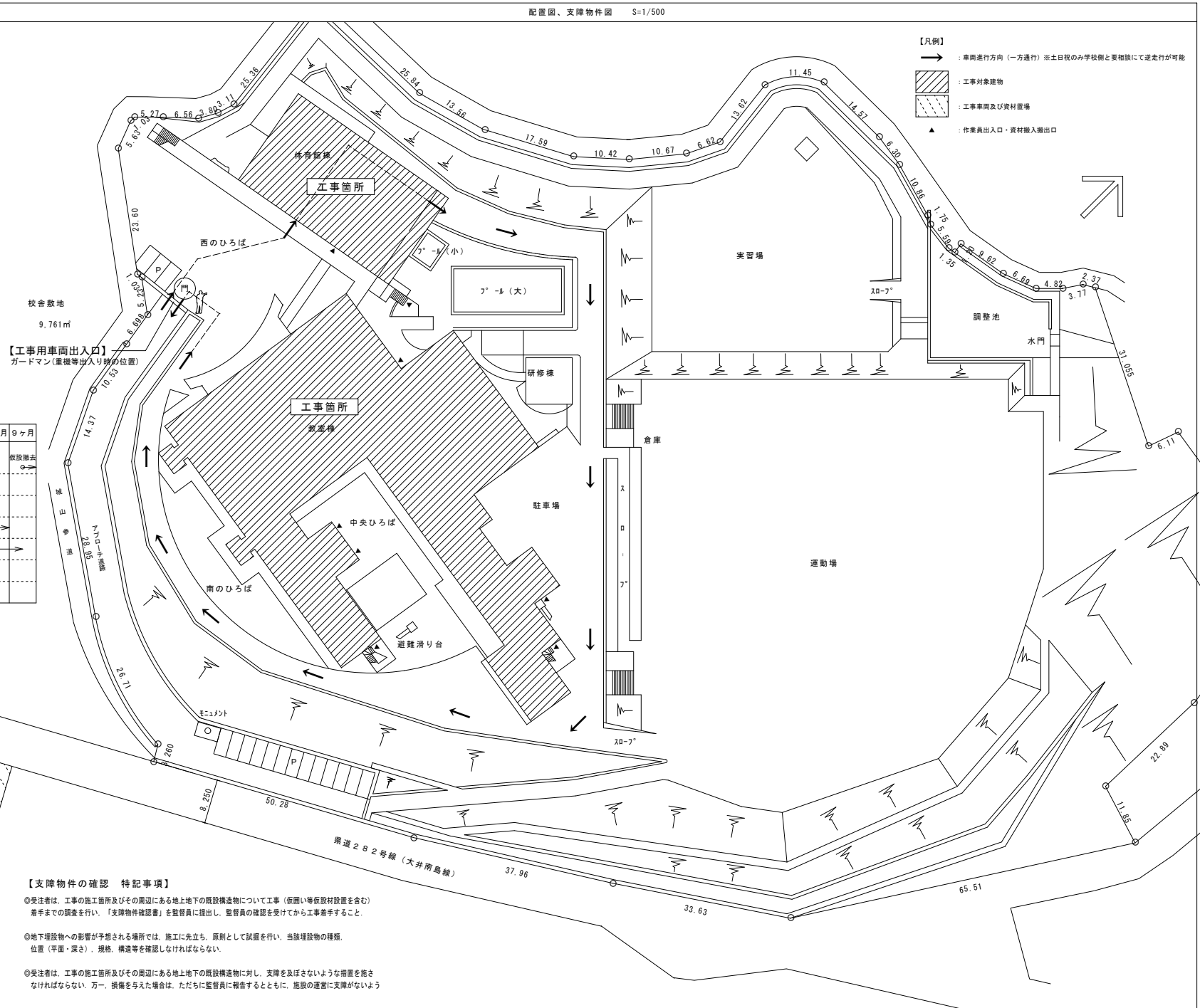
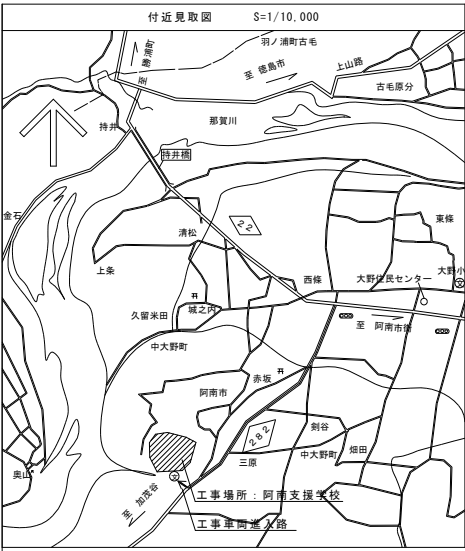
処 理 区 分 業 務 事 項	業 務 担 当 技 術 者							県 監 督 員					備 考	
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査		処 理
<b>1 書類関係</b>														
工 事 工 程 表											○		○	工程段階支払率表による 県へ直接
現場代理人及び主任技術 者等選任(変更)通知書											○		○	県へ直接
施 工 管 理 技 術 者				○				○			○			
技 術 者 台 帳											○		○	県へ直接
電 気 保 安 技 術 者				○				○			△			
工 事 用 電 力 設 備 保 安 責 任 者				○				○			△			
技 能 資 格 者 証 明				○				○			△			
技 能 士 チェックシート				○				○			△			
施 工 体 系 図				○			△	○			○		△	
施 工 体 制 台 帳				○			△	○			○		△	
再 下 請 負 通 知 書				○			△	○			○		△	
工 事 実 績 情 報 サービス (CORINS)											○		○	県へ直接
官 公 署 竣 工 検 査	○			○				○	○		○		○	消防署、労基局、警察署、 保健所等
工 事 部 分 払 検 査 請 求 書				○				○			○		○	
工 事 施 工 報 告 書				○				○			○		○	
工 事 報 告 (進 達 質 疑) 書								○			○		○	
火 災 保 険 等				○				○			○		○	火災保険、建設工事
事 故 報 告 書				○			○	○			○		○	
工 事 中 止 ・ 解 除 通 知	○						○	○	△		○		○	
設 計 変 更 箇 所 一 覧 表				○			△	○			○			
設 計 変 更 箇 所 確 認 書				○				○			○		○	
材 料 品 検 収 願				○			△	○			○			出荷証明等
工 事 竣 工 検 査 請 求 書				○				○			○		○	
完 成 図 ・ 工 事 写 真 そ の 他				○				○			○		○	保全に関する資料

処理区分 業務事項	業務担当技術者							県監督員					備考
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	
<b>2 準 備</b>													
工事予定表				○				○		○			
実施工程表		△	○					○		○			
総合施工計画書		△	○					○		○			
施工見本	△		○	○				○	△	○			
仕上材、(色)の決定	○		○	○				○	△	○			
施工図		△	○					○		△			
工種別施工計画書		△	○					○		○			
<b>3 材 料</b>													
配合計画書		△	○					○		○			
機器製作図 (機材承認図)		△	○					○		○			
同等品使用願				○			○	○			○		○
材料品検収願		△	○		○			○		○			
材料・製品検査(試験) 工場検査	△	△		○	△			○	△		△	△	
<b>4 安 全 関 係</b>													
支障物件確認書	○			○				○	△		○		
県監督員の確認後の工事着手とする。													
仮囲い等	○			○				○	△		△		
安全再確認シート													
墜落防止チェックシート				○				○			△		
足 場	○			○				○	△		○		
県監督員の確認後の足場使用開始とする。													
<b>5 施 工</b>													
敷地調査	○			○				○	△		△		
一工程の施工の確認	○	△	○	○	○			○	△	○	△	△	
1 工程毎													
工法提案						○		○			○		
墨出検査	△				○			○	△		△		
発生材処理	△			○				○	△		△		
各種試験立ち会い	○		○	○	○	○			△		△		
各種現場対応	○		○	○	○	○			△		△		

処理区分 業務事項	業務担当技術者							県監督員					備考	
	立会	指示	承諾	確認	検査	協議	調査	報告	立会	同意	確認	検査		処理
鉄筋組立	○		○		○			○	△		△			各部位毎
コンクリート工事	○		○		○			○	△		△			
アンカー引張試験	○		○		○			○	△	△	△			
機器搬入取付			○		△			○		△	△			
各工事区分間の調整			○	○			○	○		○			○	工程調整等
施設管理者と各工事との調整			○	○			○	○		○			○	
埋設物等の重要な施工	△		○	○	○			○	△	○	△			スラブ配管、インサート取付等
設備機能試験 (検査・調整を含む)	○				○			○	△		△			
各種測定結果表				○				○			△			
公害関係	○		○					○		○			○	
部分払検査 中間検査	○				○			○	○			○	○	
竣工検査	○				○			○	○			○	○	
手直し検査	○			○	○			○	○		○	○	○	

凡例：△ 必要とする場合のみ

(注) 立会等 の用語の定義は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書による対象工事により必要となる業務事項を適用する



- 【凡例】
- : 車両進行方向 (一方通行) ※土日祝のみ学校側と要相談にて逆走行が可能
  - [斜線] : 工事対象建物
  - [点線] : 工事車両及び資材置場
  - ▲ : 作業員出入口・資材搬入搬出口

【工事用車両出入口】  
ガードマン(重機等出入り時の位置)

■概略工程表 (参考)

準備工事	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月
仮設間仕切り工事 準備工事 (事前調査、施工図作成、承認、製作物)	→	→	→	→	→	→	→	→	→
●教室棟 1F 2F C外来・多目的男女便所	→	→	→	→	→	→	→	→	→
1F 2F A男女便所	→	→	→	→	→	→	→	→	→
1F 2F B男女便所	→	→	→	→	→	→	→	→	→
●体育館棟 1F 男女便所	→	→	→	→	→	→	→	→	→
2F 男女便所	→	→	→	→	→	→	→	→	→
2F 多目的トイレ	→	→	→	→	→	→	→	→	→

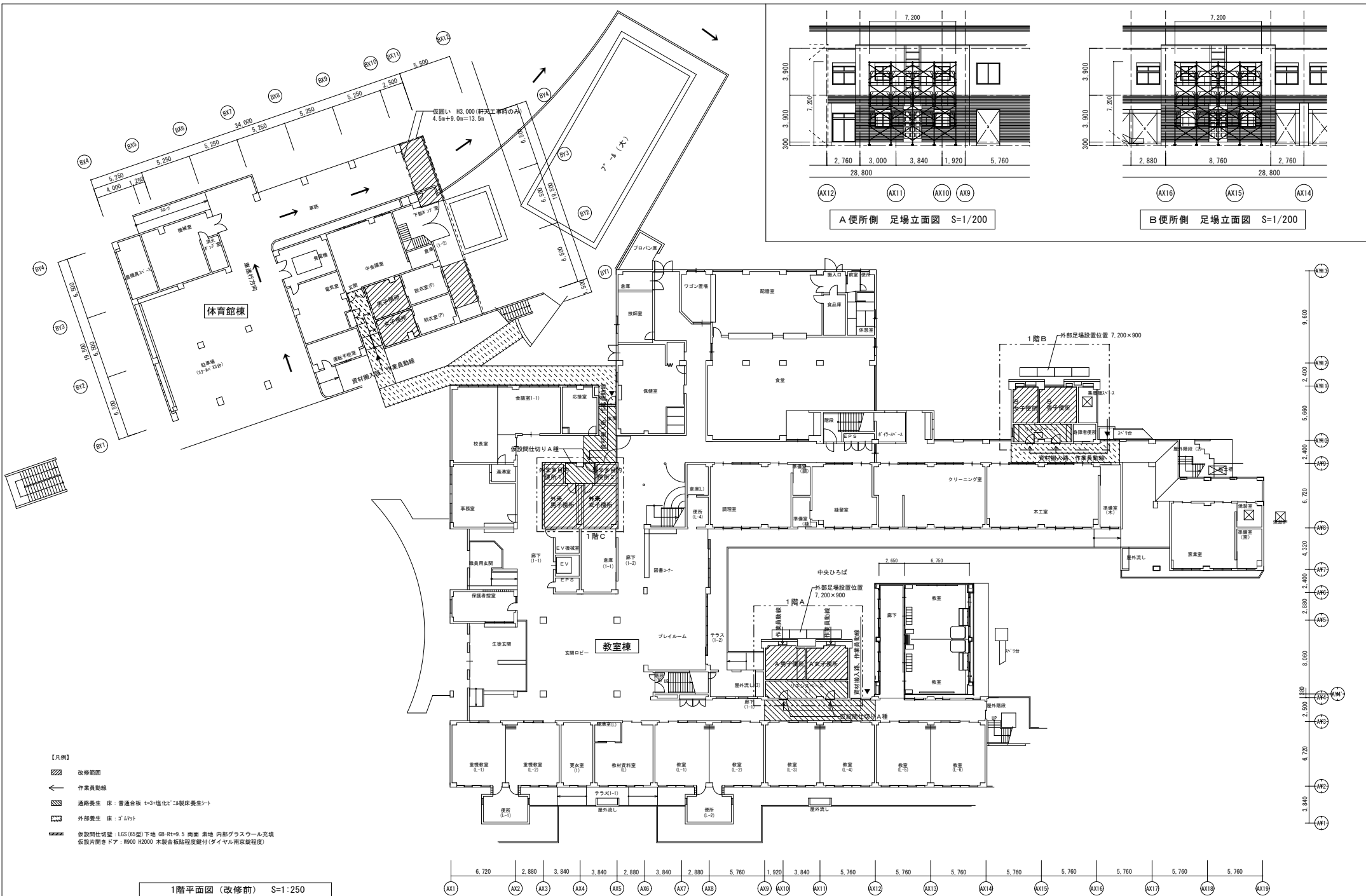
学校契約駐車場  
(工事用車両駐車場及び資材置場として利用可能)  
※但し、職員が使用している東側を避けて西側を利用

【支障物件の確認 特記事項】

◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までの調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を講さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう



- 【凡例】
- 改修範囲
  - 作業員動線
  - 通路養生 床：普通合板 t=3+強化ビニール製床養生シート
  - 外部養生 床：2'47t
  - 仮設間仕切壁：LGS(65型)下地 GB-Rt+9.5 両面 裏地 内部ガラスール充填 仮設片開きドア：W900 H2000 木製合板貼付(ガイマル南京製程)

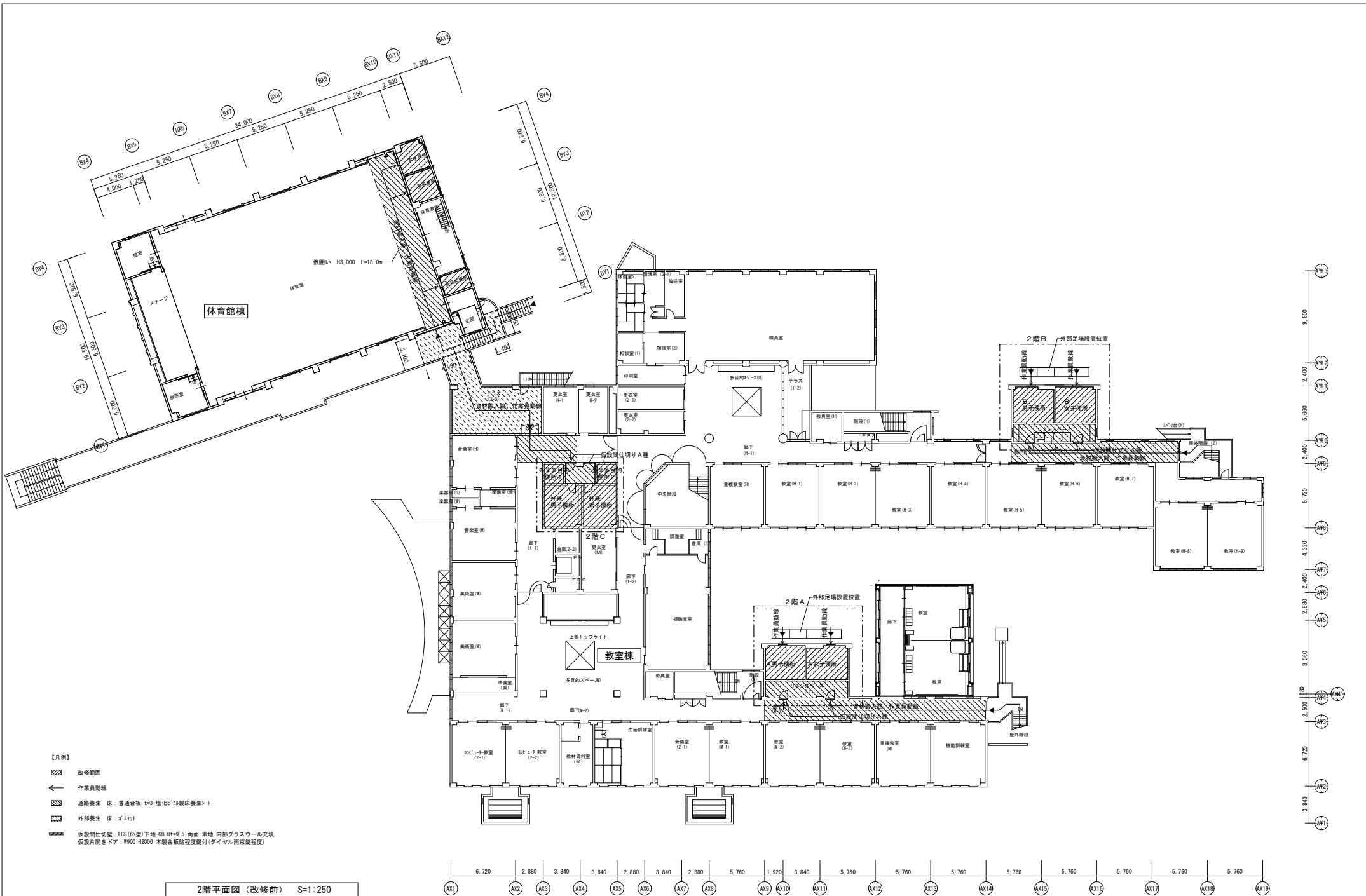
1階平面図 (改修前) S=1:250

A 便所側 足場立面図 S=1/200

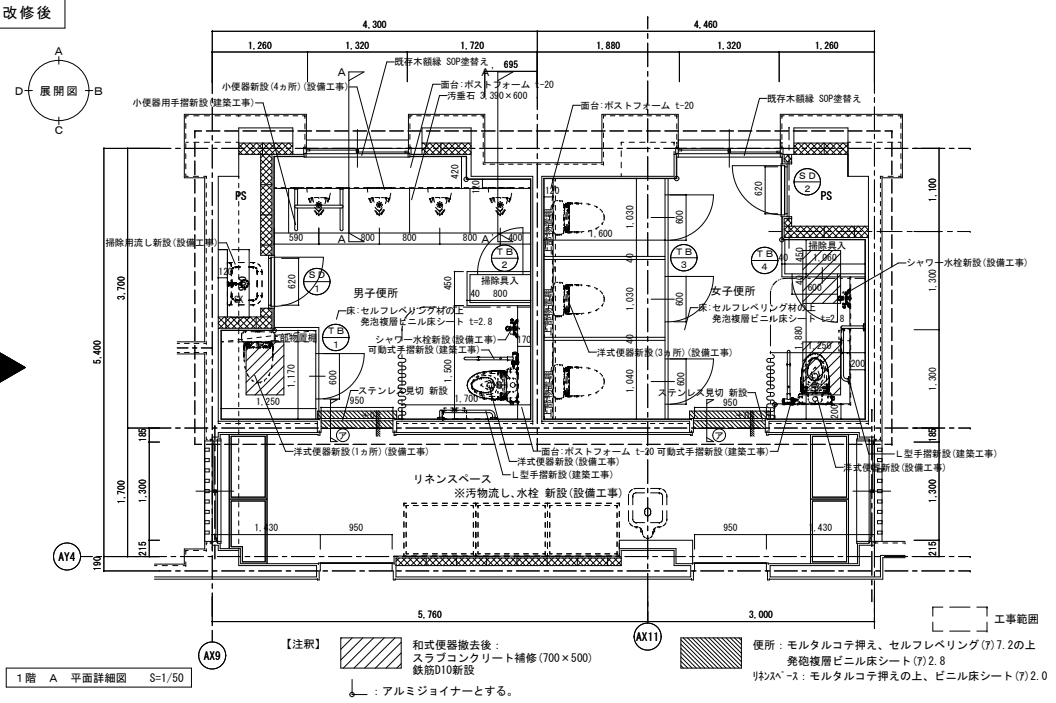
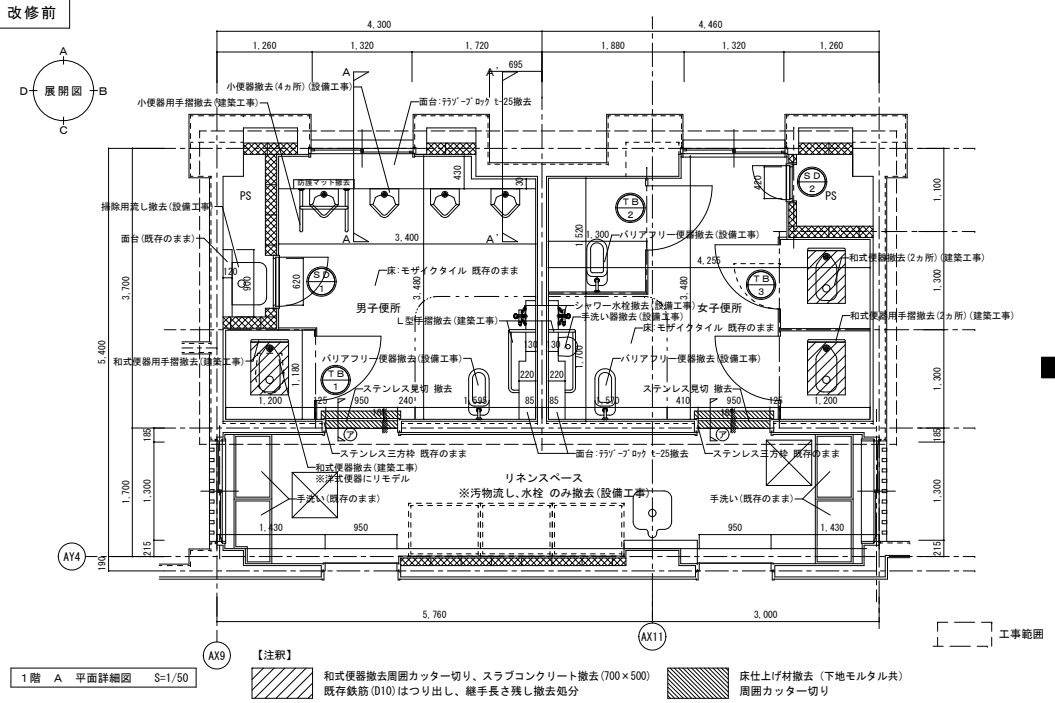
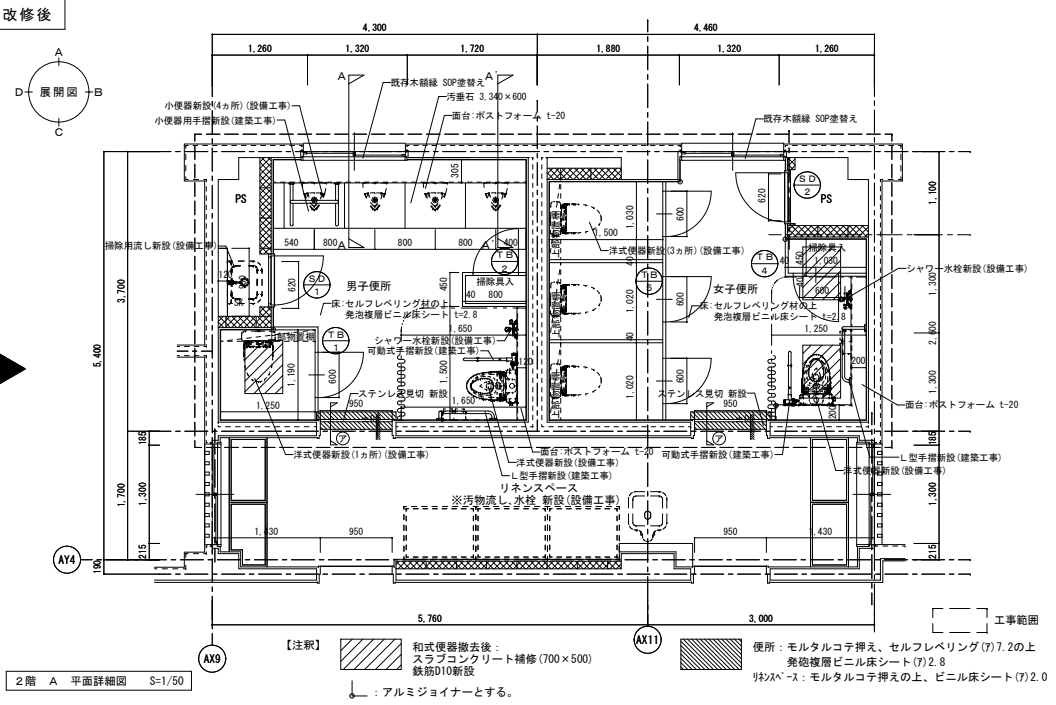
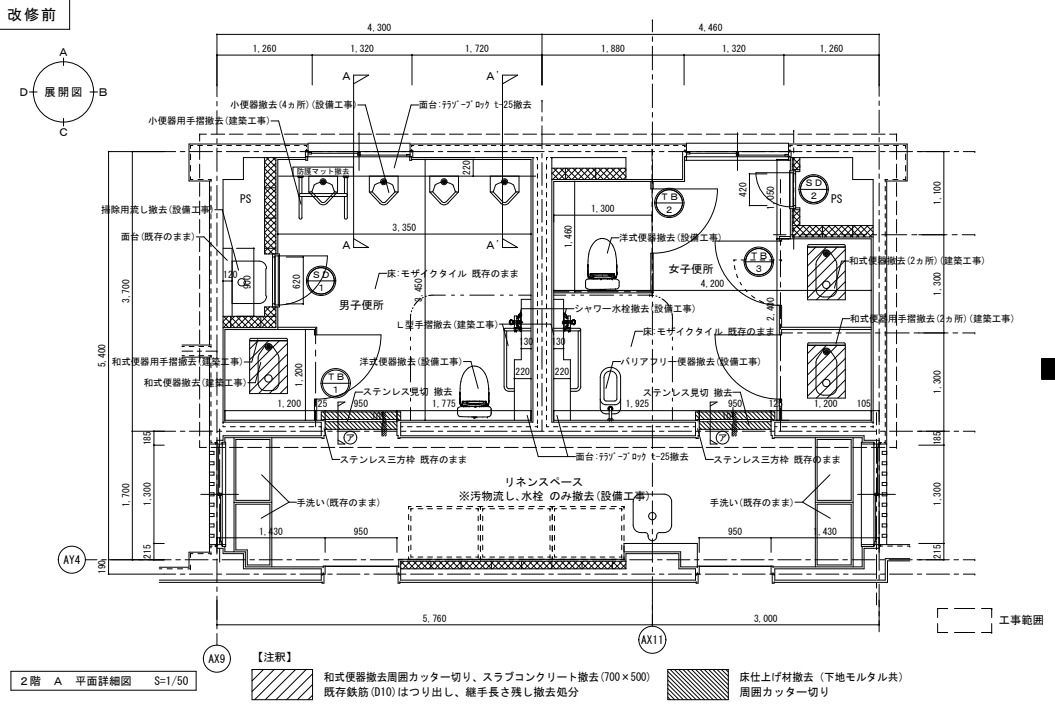
B 便所側 足場立面図 S=1/200

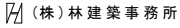
徳島県土整備部管轄課		工事名	図面番号
設計 R7.03		R8 葦崎 阿南支援学校 阿南・上大野 トイレ改修工事建築	A-02
竣工		図面名	縮尺
		建物内1階仮設計計画図、外部足場立面図	1/250、1/200

(株)林建築事務所  
 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359  
 一般建築士登録：第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425

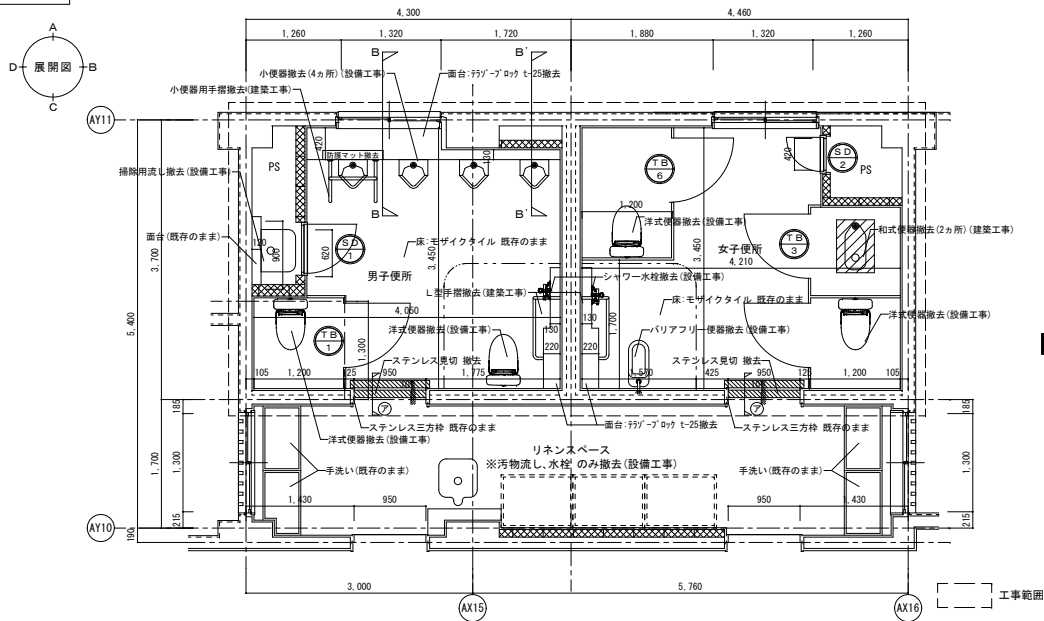


徳島県土整備部管轄課	工事名 R 8 常精 阿南支援学校 阿南・上犬野 トイレ改修工事建築	図面番号 A-03	<b>(株) 林建築事務所</b> 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 089-654-0399 一級建築士登録：第100387号 林 茂樹 FAX: 089-623-7425
設計 R7.03	竣工	図面名 建物内2階仮設計計画	



徳島県土整備部管轄課	工事名 R8宮崎 阿南支援学校 阿南・上大野 トイレ改修工事建築	図面番号 A-06	 (株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一般建築士登録: 第100387号 林 改修 FAX: 088-623-7425
設計 R7.03	竣工	図面名 教室棟 1、2階A 男子便所、女子便所 平面詳細図	

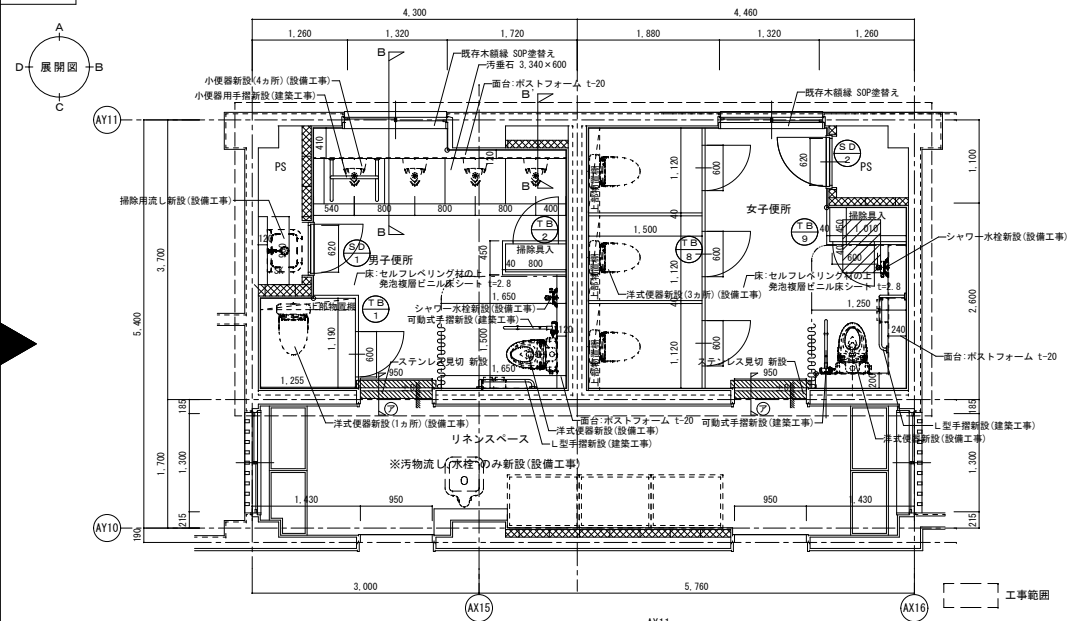
改修前



【注釈】  
 和式便器撤去周囲カッター切り、スラブコンクリート撤去(700×500)  
 既存鉄筋(D10)はつり出し、継手長さ残し撤去処分  
 床仕上げ材撤去(下地モルタル共)  
 周囲カッター切り

2階 B 平面詳細図 S=1/50

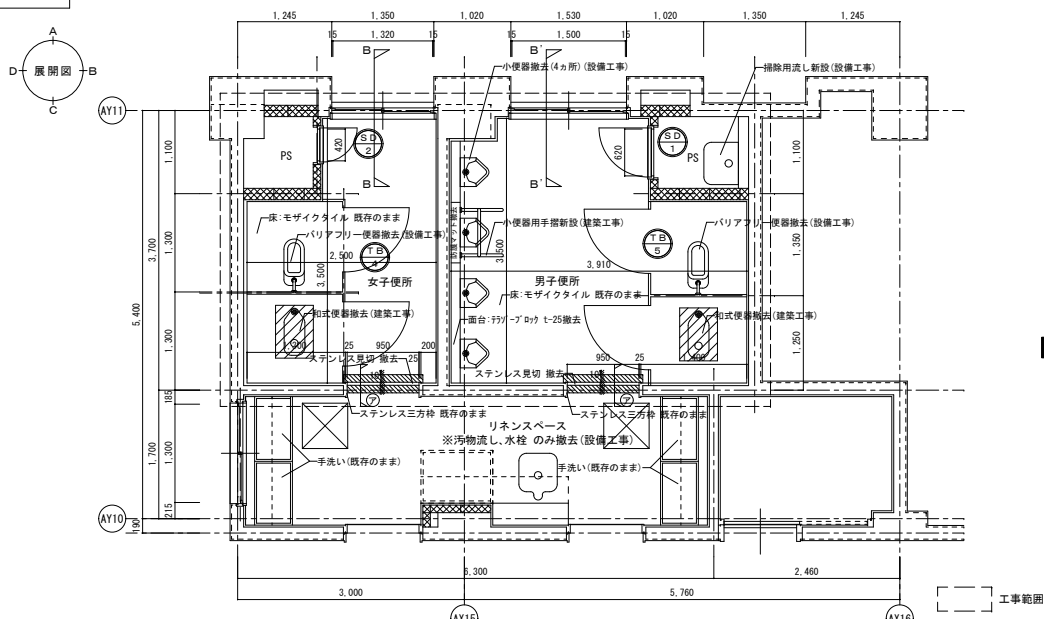
改修後



【注釈】  
 和式便器撤去後：  
 スラブコンクリート補修(700×500)  
 鉄筋D10新設  
 便所：モルタルコテ押え、セルフレベリング(7)2.8の上  
 発泡複層ビニル床シート(7)2.8  
 リネンスペース：モルタルコテ押えの上、ビニル床シート(7)2.0  
 ↓：アルミジョイナーとする。

2階 B 平面詳細図 S=1/50

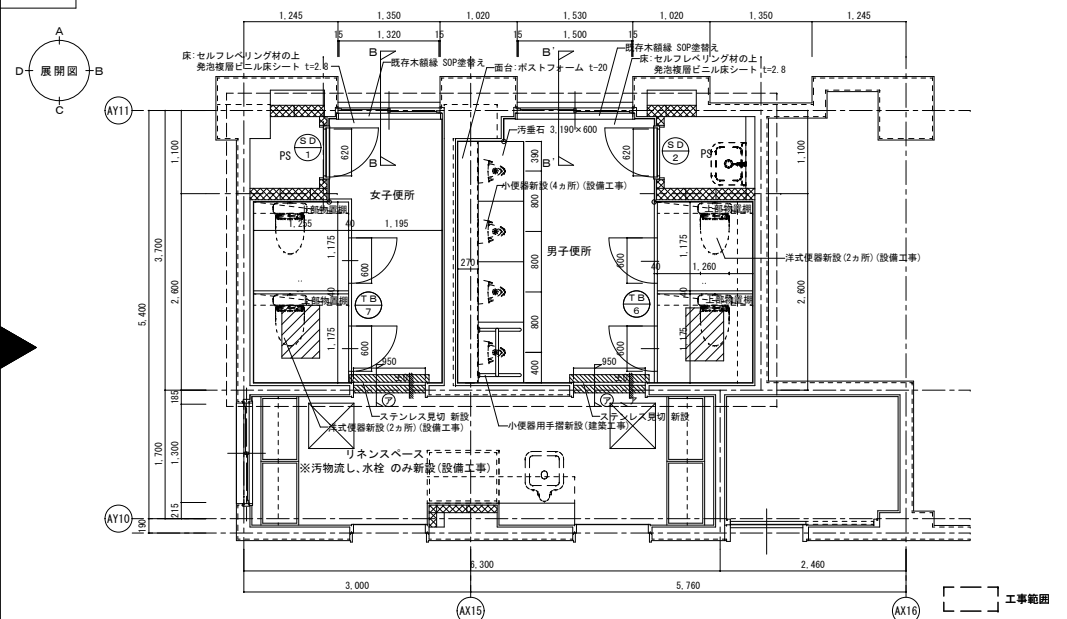
改修前



【注釈】  
 和式便器撤去周囲カッター切り、スラブコンクリート撤去(700×500)  
 既存鉄筋(D10)はつり出し、継手長さ残し撤去処分  
 床仕上げ材撤去(下地モルタル共)  
 周囲カッター切り

1階 B 平面詳細図 S=1/50

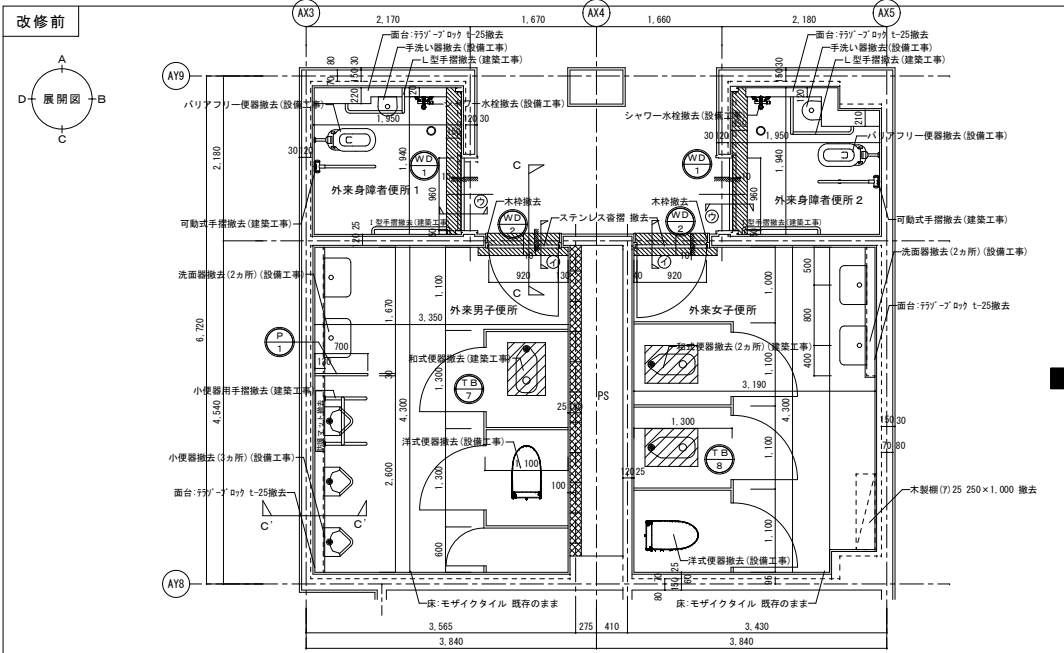
改修後



【注釈】  
 和式便器撤去後：  
 スラブコンクリート補修(700×500)  
 鉄筋D10新設  
 便所：モルタルコテ押え、セルフレベリング(7)2.8の上  
 発泡複層ビニル床シート(7)2.8  
 リネンスペース：モルタルコテ押えの上、ビニル床シート(7)2.0  
 ↓：アルミジョイナーとする。

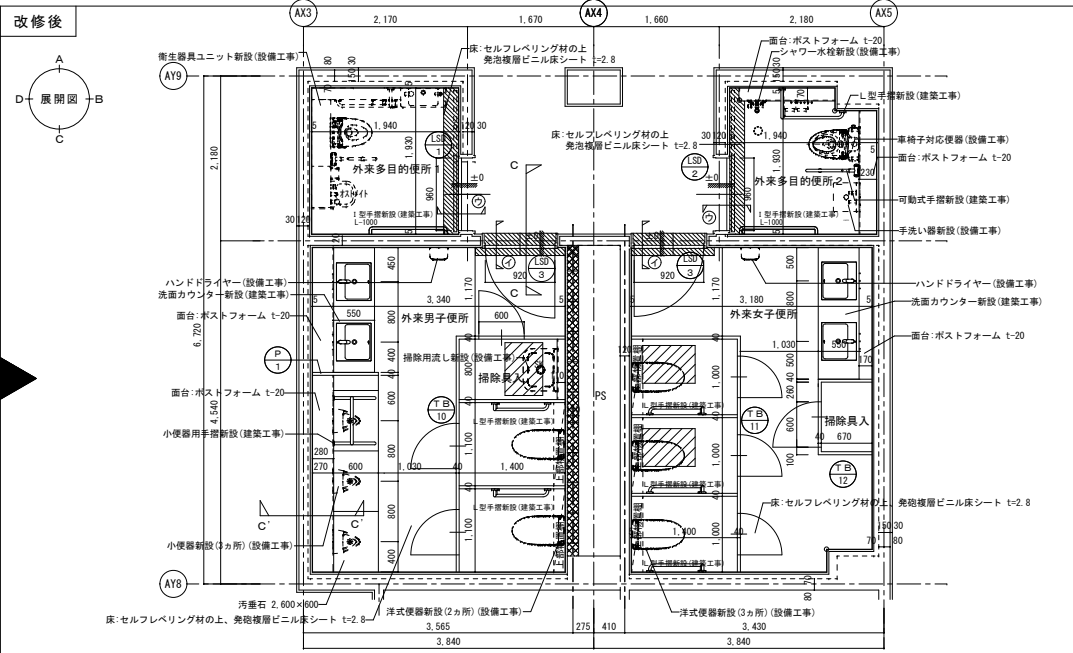
1階 B 平面詳細図 S=1/50

徳島県土整備部管轄課	工事名 R8 常務 阿南支援学校 阿南・上大野 トイレ改修工事建築	図面番号 A-10	(株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 088-623-7425
設計 R7.03	竣工	図面名 教室棟 1、2階B 男子便所、女子便所 平面詳細図	



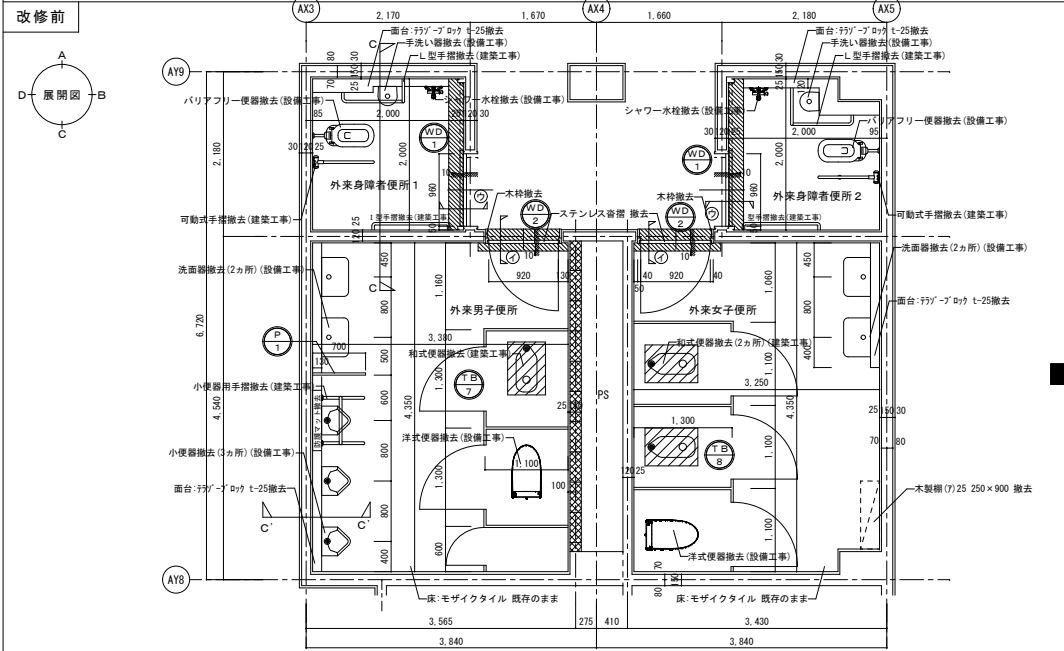
改修前  
2階 C 平面詳細図 S=1/50

【注釈】  
 和式便器撤去周囲カッター切り、スラブコンクリート撤去(700×500)  
 既存鉄筋(D10)はつり出し、継手長さ残し撤去処分  
 床仕上げ材撤去(下地モルタル共)周囲カッター切り



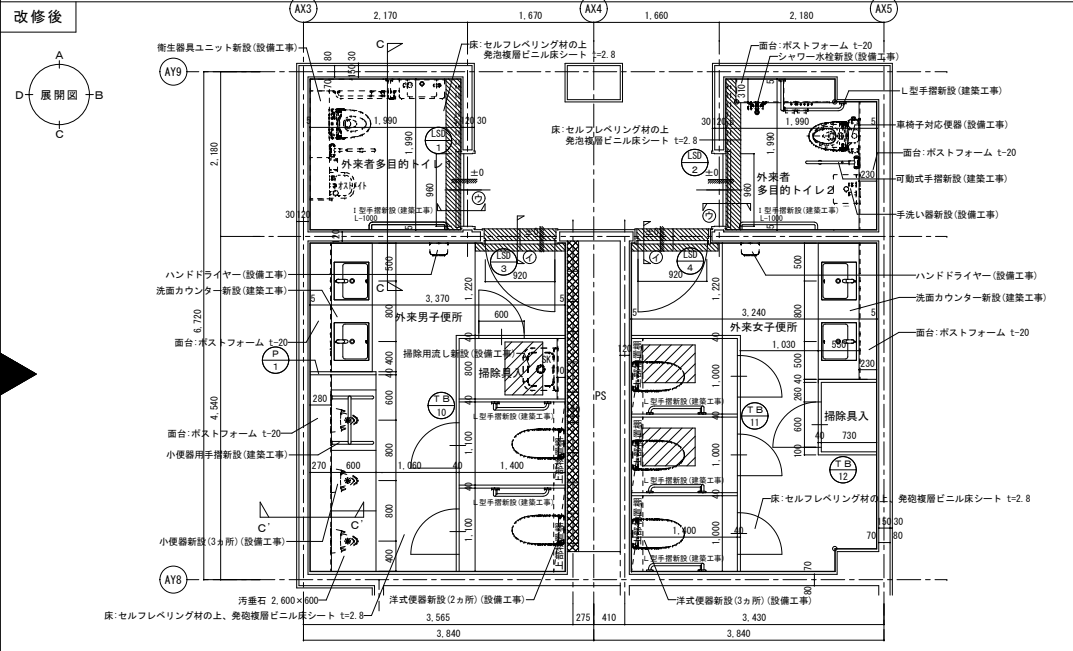
改修後  
2階 C 平面詳細図 S=1/50

【注釈】  
 和式便器撤去後、スラブコンクリート補修(700×500)鉄筋D10新設  
 便所:モルタルコテ押え、セルフレベリング(7)7.2の上発泡緩衝ビニル床シート(7)2.8  
 廊下:木製フローリング(7)12 直張り(下地モルタル共)  
 ↓:アルミジョイナーとする。



改修前  
1階 C 平面詳細図 S=1/50

【注釈】  
 和式便器撤去周囲カッター切り、スラブコンクリート撤去(700×500)  
 既存鉄筋(D10)はつり出し、継手長さ残し撤去処分  
 床仕上げ材撤去(下地モルタル共)周囲カッター切り

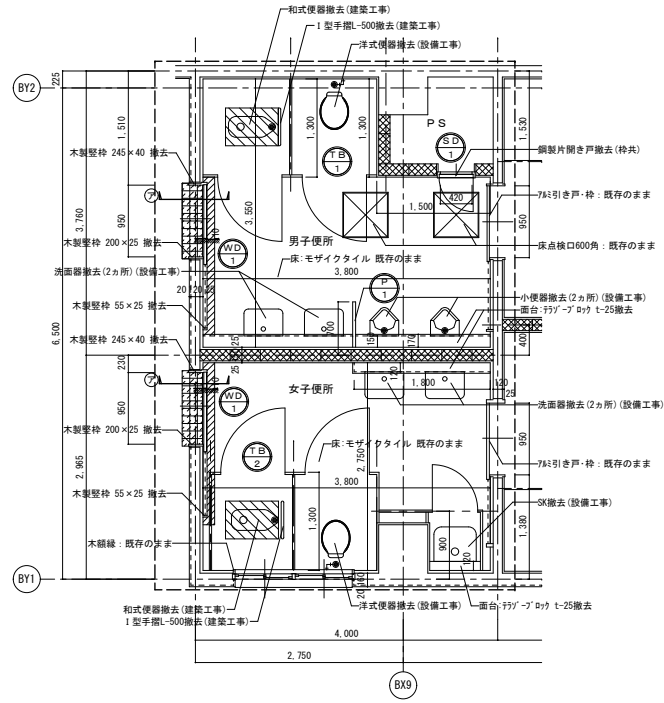


改修後  
1階 C 平面詳細図 S=1/50

【注釈】  
 和式便器撤去後、スラブコンクリート補修(700×500)鉄筋D10新設  
 便所:モルタルコテ押え、セルフレベリング(7)7.2の上発泡緩衝ビニル床シート(7)2.8  
 廊下:木製フローリング(7)12 直張り(下地モルタル共)  
 ↓:アルミジョイナーとする。

徳島県土木整備部管轄課	工事名 R8 第8 阿南支援学校 阿南・上大野 トイレ改修工事建築	図面番号 A-14
設計 R7.03	竣工	図面名 教室棟 1, 2階C 外来男子便所、外来女子便所 多目的便所1, 2 平面詳細図
	縮尺 1/50	図面名 R (株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 088-654-0359 一般建築士登録: 第100387号 林 政樹 FAX: 088-623-7425

改修前



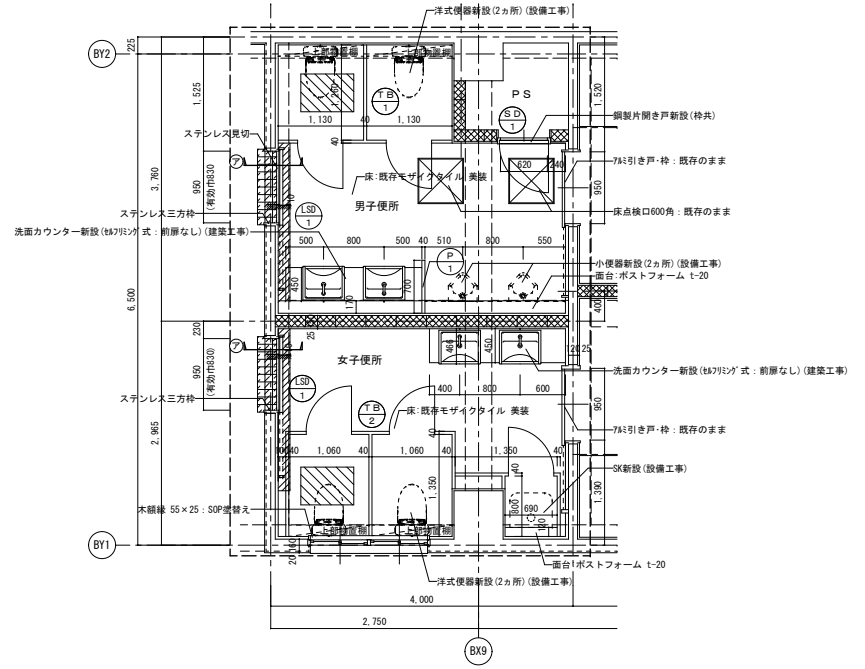
1階 平面詳細図 S=1/50

工事範囲

【注釈】

- 和式便器撤去周囲カッター切り、スラブコンクリート撤去 (700×500) 既存鉄筋 (010) はつり出し、継手長さ残し撤去処分
- 床仕上げ材撤去 (下地モルタル共) 周囲カッター切り

改修後



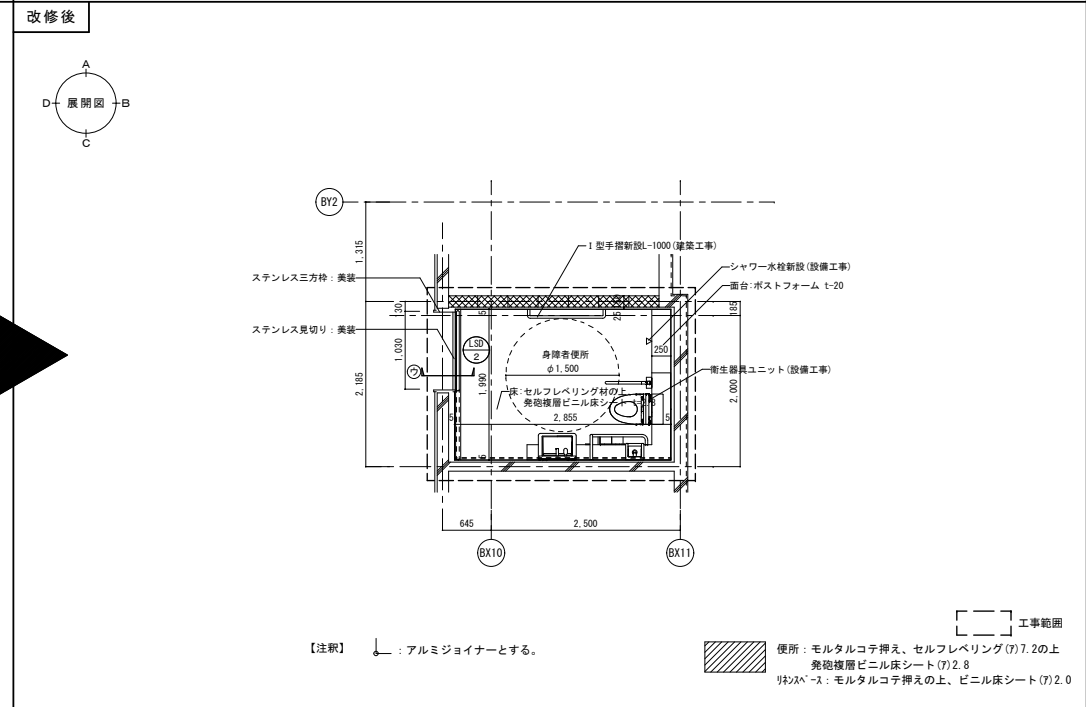
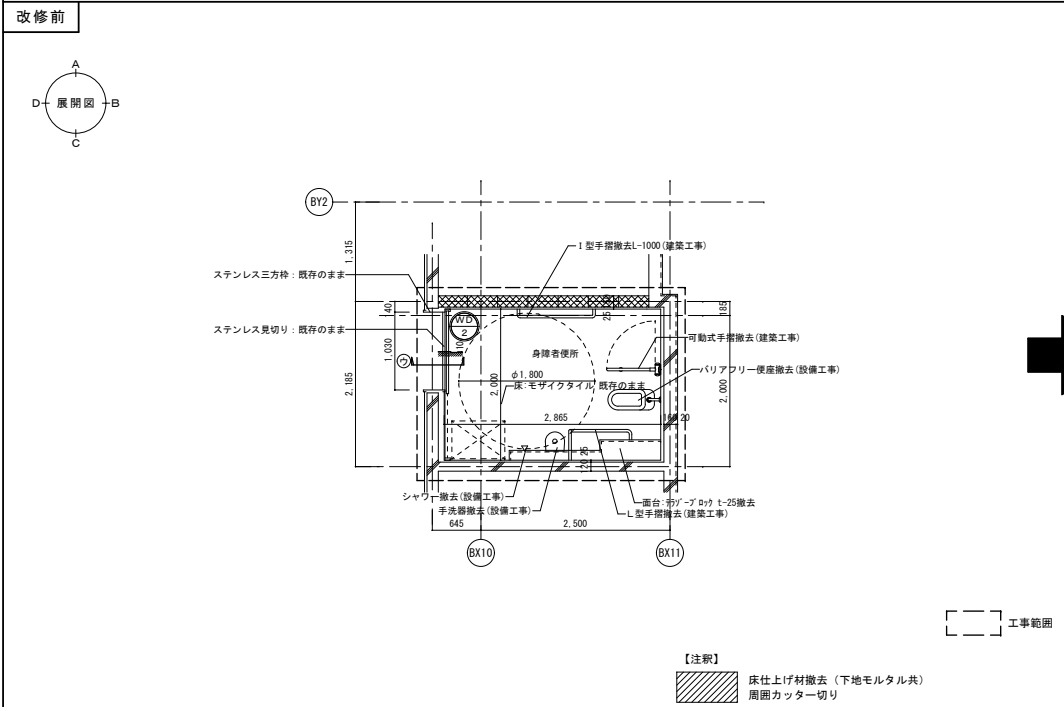
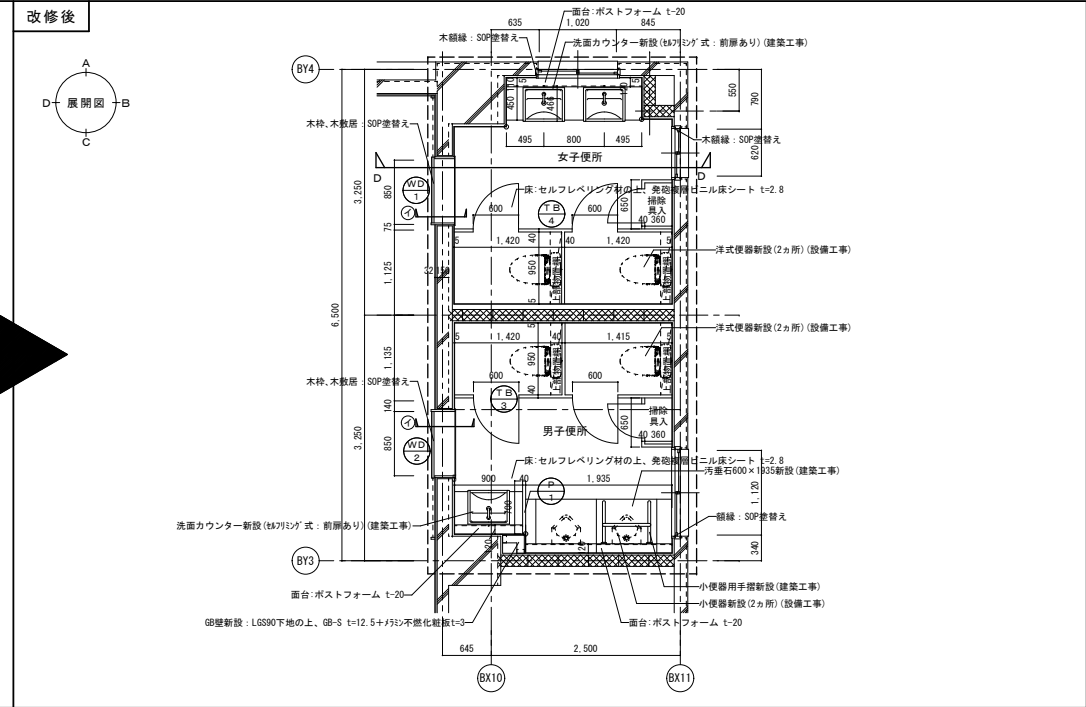
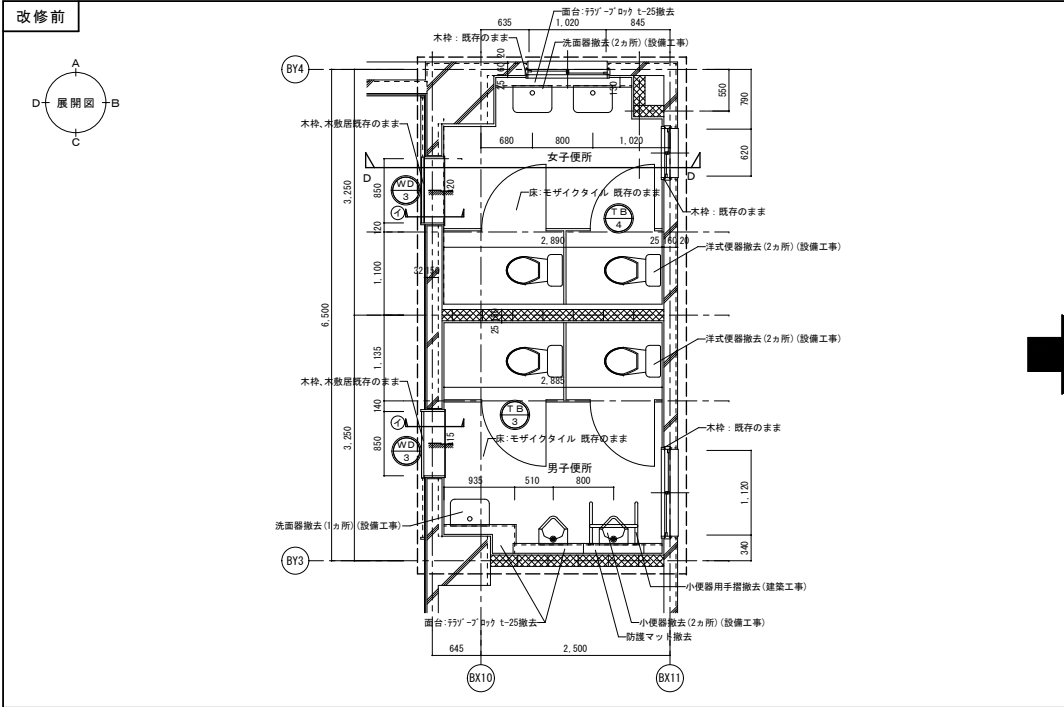
1階 平面詳細図 S=1/50

工事範囲

【注釈】

- 和式便器撤去後：スラブコンクリート補修 (700×500) 鉄筋010新設
- 便所：モルタルコテ押えの上、モザイクタイル貼り 玄関：モルタルコテ押えの上、100角タイル貼り

徳島県土整備部管轄課		工事名 R8常備 阿南支援学校 阿南・上大野 トイレ改修工事建築	図面番号 A-27
設計 R7.03	竣工	図面名 体育館 1階 男子便所、女子便所 平面詳細図	縮尺 1/50
			(株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 089-654-0399 一級建築士登録：第100387号 林 茂樹 FAX: 089-623-7425



【注釈】  
 床仕上げ材撤去(下地モルタル共) 周囲カッター切り

【注釈】  
 : アルミジョイナーとする。

【注釈】  
 便所: モルタルコテ押え、セルフレベリング材(7)7.2の上 免震層ビニル床シート(7)2.8  
 リノバース: モルタルコテ押えの上、ビニル床シート(7)2.0

徳島県県土整備部管轄課		工事名 R8常備 阿南支援学校 阿南・上大野 トイレ改修工事建築	図面番号 A-30	(株)林建築事務所 〒770-8063 徳島市南二軒屋2丁目3-3-301 TEL: 089-654-0359 一級建築士登録: 第100387号 林 茂樹 FAX: 089-623-7425
設計 R7.03	竣工	図面名 体育館 2階 男子便所、女子便所、身障者便所 平面詳細図	縮尺 1/50	